

損害賠償請求等の発生について

- 1 件名 損害賠償請求事件
- 2 請求書送達日 令和3年2月16日
- 3 請求者 甲及び甲親権者母  
被請求者 世田谷区

4 請求の趣旨

世田谷区立小学校の教室において、令和元年10月28日の6校時の陸上スポーツクラブ中に立ち幅とびを実施した際、請求者が着地の際に足を滑らせ、体勢を崩し、身体を床に打ち付け、その後の診断で「腰椎椎体骨折」と診断された。

事故は、学校が重傷を負う可能性があることを予見できるにもかかわらず、予防策を講じなかったことなどから、請求人は学校に安全配慮義務違反があるとして、国家賠償法第1条第1項に基づく損害金として、162万円及び通院付添にかかわる損害賠償を求めている。なお、請求人は弁護士を介して訴外での話し合いを希望している。

5 今後の対応

学校では立ち幅とびを実施する際、スリップ防止のために靴裏を拭くことや無理をして跳ばないように、児童に指導するなどの対応はしていたが、「東京都統一体力テスト」で定められている屋内で実施する場合の準備（マットの用意）を行っていなかった。

また、事故発生後、養護教諭が不在であったために担当教諭は児童を保健室に連れていく措置はとらず、患部の痛みを確認し、そのまま帰宅させており、学校管理職への速やかな事故報告や病院へ連れていくなどの必要な措置がとられていなかった。

以上の状況から、学校に過失があると考えられ、児童に過失は認められないことから、相手側とは誠意を持って示談交渉にあたっていく。

また、今回の事故を全校で情報共有し、再発防止に努める。